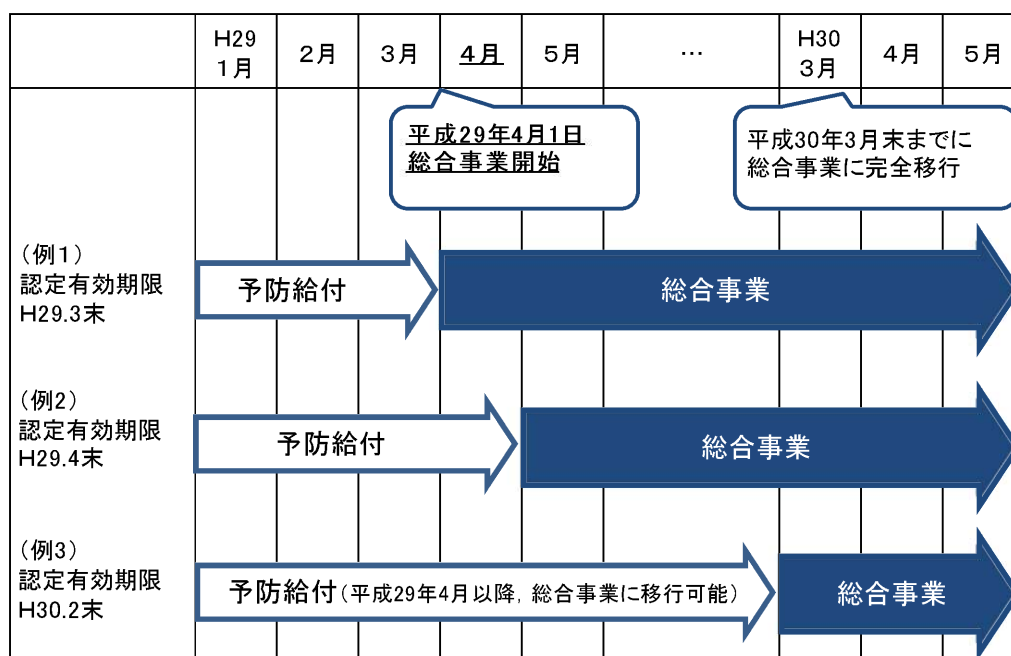


11 総合事業への移行に伴う手続

(1) 要支援認定者（予防給付利用者）

要支援認定者のうち、通所介護又は訪問介護を利用しており、認定有効期間の末日が平成29年3月31日から平成30年2月28日までの者が総合事業への移行対象者となります。



* 要支援認定者の有効期間が現在最長1年であることから、平成29年度中に移行手続を行い、平成30年4月には総合事業へ移行を完了します。

ア 利用者へのアプローチ

○ 地域包括支援センター

上記対象者につき、有効期間満了日の30日前までに総合事業への移行について説明を行い、順次、認定更新又は基本チェックリストの手続を完了してください。

なお、サービス利用見込みのない対象者については、必ずしもいずれかの手続を必須とするものではありませんので、対象者の状況に応じた適切な対応をしてください。

○ 区役所・支所

有効期間満了日の30日前の時点で更新申請又は基本チェックリストの届出がない要支援認定者を捕捉し、現認定有効期間内にサービス利用実績のある者について、「要介護・要支援認定の有効期間満了のお知らせ」通知を送付します。

○ 説明内容

- ・介護予防通所・訪問介護が総合事業へ移行することを説明してください。
- ・総合事業サービスのみを利用する場合は、要支援認定の更新をしなくても基本チェックリストの判定により利用可能であることを説明してください。

イ 平成28年度中の受付について

- 基本チェックリストによる手続の案内は、平成28年度中については、要支援認定の更新対象者に対してのみ行います（平成28年度中については、新規利用者に対して、基本チェックリストによる手続は行いません）。要支援認定の更新対象者は、通常、地域包括支援センターによる申請代行であることから、地域包括支援センターが基本チェックリストを実施します。

なお、区役所・支所は、新規利用相談の受付が大半であるため、平成28年度中は基本チェックリストを実施しません。

- 区役所・支所では、平成29年2月1日から介護予防ケアマネジメント依頼届出書及び基本チェックリストの受付を、3月下旬に被保険者証の発行を段階的に開始します。

※ 平成29年度からは、区役所・支所で届出を受け付けたときに、随時、被保険者証の発行を行いますが、平成28年度中の受付分は、制度移行作業につき段階的に処理することになります。このため、当該期間中に限り、地域包括支援センターで基本チェックリストを実施して介護予防ケアマネジメント依頼届出書の受付をするときは、対象者から被保険者証を回収しないでください。

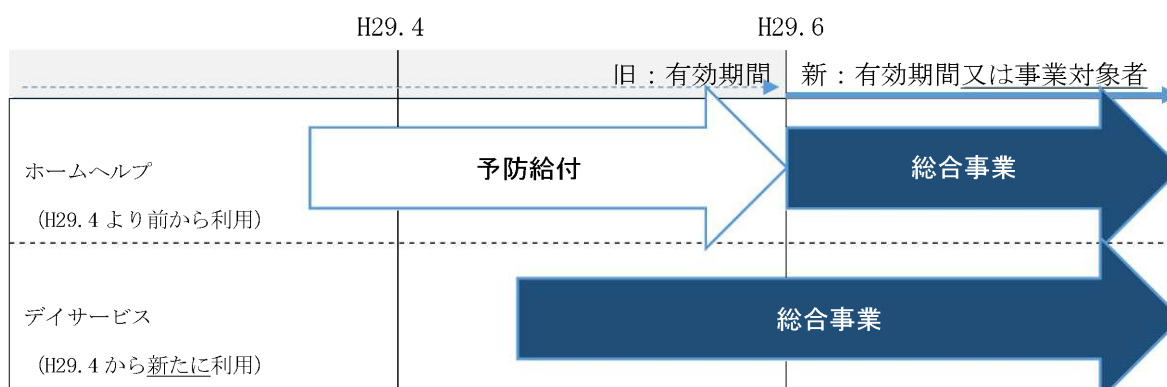
なお、当該対象者に対しては、新しい被保険者証を交付する際に、地域包括支援センターへ旧被保険者証をお渡しいただくよう案内する予定です。

※ 認定の更新申請をする場合は、通常どおりに被保険者証を回収いただき、認定申請書と併せて提出してください。

ウ 移行期間中（平成29年度）におけるサービス提供区分

平成29年4月より前からの要支援認定者については、当該要支援認定の有効期間内は従前の予防給付としてサービスを提供できます。ただし、平成29年4月以降に新規に総合事業への移行対象サービスの利用を開始する場合は、総合事業サービスとして利用することになります。

① 要支援認定者（有効期間：～平成29年5月31日）



* この場合、平成29年5月末までは「介護予防サービス計画」、平成29年6月以降は「介護予防ケアマネジメント」を作成することになります。

■ 介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している要支援の方が、認定更新時期に到達し、総合事業の利用に移行する際の地域包括支援センターにおける手続等の流れ

① (ケアマネジメントAを居宅に委託している場合) 包括と居宅で委託契約の締結 <包括+委託先居宅>

- ・委託契約書(新様式)を取り交わす。
- ・包括は第1号介護予防支援再委託(変更)届出書(新様式)を長寿福祉課へ提出



②総合事業の移行について説明 <包括>

リーフレット(挟み込みチラシ入り)を利用して説明



③認定更新を行うか確認 <包括>

予防給付を利用する場合	次の全てに該当する場合 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 訪問型・通所型サービスのみの利用 <input type="checkbox"/> 利用サービスが5,003単位以内 <input type="checkbox"/> 当面の間、予防給付の利用見込みがない。 <input type="checkbox"/> 保険外サービスで、認定が要件となるサービスを利用していない。 <input type="checkbox"/> 本人が基本チェックリストによる手続に同意している。
-------------	--



認定更新手続(従来どおり)
 ※被保険者証の回収が必要



基本チェックリストの実施及び
 介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出
 ※28年度中は被保険者証の回収は不要
 ※「事業対象者」の被保険者証の交付は、29年3月下旬開始



④介護予防ケアマネジメントについて説明 <包括>

予防給付を利用する場合	訪問型・通所型サービスのみ利用する場合
-------------	---------------------



介護予防支援契約の継続
 ※なお、この時点で重要事項説明書を新様式で取り交わしておく、後にサービス内容の変更に伴い、実施するケアマネジメントが「介護予防支援」又は「ケアマネジメントA・C」の間で変更となっても手続は不要



重要事項説明書(新様式)の説明、同意及び交付
 ※なお、介護予防支援契約は継続可であり、後にサービス内容の変更に伴い、実施するケアマネジメントが「介護予防支援」又は「ケアマネジメントA・C」の間で変更となっても手続は不要



⑤ケアプランの作成 <包括又は委託先居宅>

ケアプラン原案の作成
 サービス担当者会議の開催(更新期間到達のため省略不可)
 ケアプランの確定・交付



⑥利用者とサービスの指定事業者との利用契約

従前から利用する事業所でも制度が変わるため、以下の手続が必要
 ・重要事項説明書の説明、同意及び交付
 ・契約書の締結



⑦サービスの利用開始

(2) すこやかホームヘルプサービス及び在宅生活支援ホームヘルプサービスの
今後の方向性について

別紙 1 1 - 1 の通知文書を参照

(3) 高齢者支え合い活動創出モデル事業の終了と利用者支援について

別紙 1 1 - 2 の通知文書を参照

平成 29 年 1 月

各地域包括支援センター長 様

京都市保健福祉局
長寿社会部長寿福祉課
(在宅福祉担当 TEL:075-251-1106)

すこやかホームヘルプサービス及び在宅生活支援ホームヘルプサービスの今後の方向性について

平素は、本市高齢者保健福祉施策の推進に多大な御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記のことにつきまして、平成 29 年 4 月に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が実施されることに伴い、下記のとおり取り扱うことを予定しています。
利用者のスムーズな移行のため、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 現行制度概要

(1) 事業経過

老人福祉法に基づき、昭和 37 年から施行され、平成 12 年 4 月に介護保険制度がスタートして以降は、介護保険制度外（対象：自立認定者及び 60～64 歳の要支援相当者等）の高齢者家事介護援助事業として、また、平成 18 年の介護保険法改正時以降は、すこやか生活支援介護予防事業として、事業を継続してきました。

(2) 要件

① すこやかホームヘルプサービス

- ア 65 歳以上の自立認定者で、要支援又は要介護状態になるおそれがあり、在宅での日常生活を維持することができない者
- イ 65 歳以上の自立認定者で、基本的な生活習慣の欠如又は対人関係の不成立等社会適応が困難である等の生活環境等により、在宅での日常生活を維持することができない者
- ウ 介護保険制度の介護認定を受けていないが、ホームヘルパーを派遣しなければ日常生活を維持できないと判断される場合（介護保険の一次判定に相当する結果が「自立」と判定された 65 歳以上の高齢者で、ア、イと同様の状態である者）

② 在宅生活支援ホームヘルプサービス

ア 介護タイプ

介護保険の対象とならない 60 歳以上 65 歳未満の高齢者のうち、介護保険の要介護 2 以上と同等の状態にある者

イ 予防タイプ

介護保険の対象とならない 60 歳以上 65 歳未満の高齢者のうち、介護保険の「要支援」若しくは「要介護 1」と同等、又はすこやかホームヘルプサービス利用者と同様の状態にある者

(3) 利用内訳

①すこやかホームヘルプサービス利用者

(人)

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	合計
28.11月現在	1	1	4	0	4	0	3	4	0	0	0	0	0	0	17
(27年度累計)	(4)	(3)	(10)	(8)	(4)	(5)	(4)	(7)	(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(56)

②在宅生活支援ホームヘルプサービス利用者

(人)

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	合計
28.11月現在	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	5
(27年度累計)	(4)	(0)	(1)	(3)	(1)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(13)

2 今後の方向性

(1) 制度について

① すこやかホームヘルプサービス

本事業利用者は、総合事業の事業対象者と状態像が同等と考えられるため、原則として、総合事業に移行することとします。

② 在宅生活支援ホームヘルプサービス

総合事業の対象外となるため、事業としては継続しますが、以下のとおり、見直しを行います。

	現行	見直し後(案)
要件	介護保険の対象とならない60歳以上65歳未満の高齢者のうち ア 介護タイプ 介護保険の要介護2以上と同等の状態にある者 イ 予防タイプ 介護保険の「要支援」又は「要介護1」と同等、若しくはすこやかホームヘルプサービス利用者と同様の状態にある者	介護保険の対象とならない60歳以上65歳未満の高齢者のうち ア 介護タイプ 介護保険の要介護2以上と同等の状態にある者 イ 予防タイプ 介護保険の「要支援」又は「要介護1」と同等の者(自立相当の場合は不可)
ヘルパー派遣事業所	委託事業所(京都福祉サービス協会等)	京都市ヘルパー室(※)

※ 派遣事業所を京都市ヘルパー室へ変更することに伴い、想定される影響

- ・ 派遣曜日及び時間について変更の必要が出てくる可能性がある。
- ・ 土日の派遣は不可となる。(現行利用者には影響なし)

(2) 制度移行時期

全利用者の移行手続を平成28年度中に行い、平成29年4月から新制度の利用を開始します。

(3) 具体的な移行の流れ

	支援（支援保護）課・包括の流れ	長寿福祉課の流れ
H28.11月～	新規受付及び更新時に口頭説明 (※1)	委託事業所に対し、方向性周知
H29.1月	↓	支援（支援保護）課及び包括へ具体的な事務手続の説明，説明時資料（別紙9-1-1及び別紙9-1-2）の配布
2月 3月	利用者へ本格説明，手続開始(※2) ↓	
4月	新制度開始（全利用者）	

ア 平成28年11月以降の新規受付時，更新時の事務手続等（※1）

- 平成28年11月1日以降の新規及び更新申請者については，区役所・支所福祉部支援（支援保護）課（以下「支援課」という。）において，平成29年3月末までの利用決定を行うこととしています。
- 利用決定時に，利用者に対し，平成29年4月以降は制度が変更される可能性が高いこと（ただし，今使っているサービスを利用できなくなるわけではないこと），また，移行に関する手続等については2～3月頃開始することを口頭にて説明しています。

イ 平成29年2月以降の事務手続案（※2）

① すこやかホームヘルプサービス

以下のとおり，総合事業の手続を行います。

※他施策（要介護認定等）が望ましい場合は，別途手続を行ってください。

担当	移行手続
支援課	本人・家族，地域包括支援センター（及び委託事業所）への連絡・日程調整
支援課＋包括C （＋委託事業所）	同行訪問 ・制度移行について説明（主に支援課） ・基本チェックリスト実施（包括C） ・総合事業訪問型サービスの説明（主に包括C）
支援課	介護予防ケアマネジメント依頼届出書の取次

↓

区役所・支所において，
事業対象者・支援事業者のシステム入力，
被保険者証・負担割合証の交付 等

↓

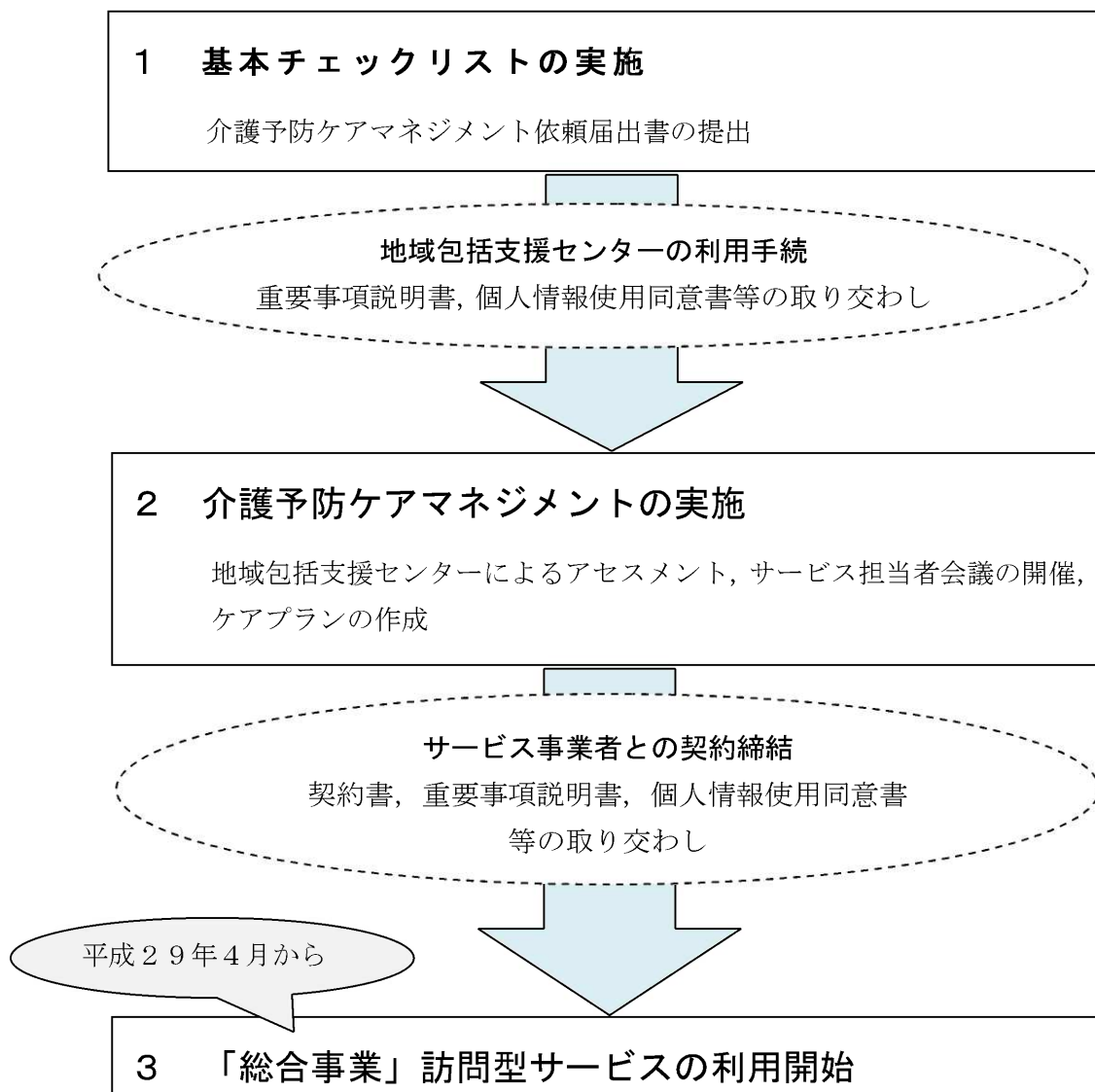
地域包括支援センターにおいて，
介護予防ケアマネジメントの実施，
サービス利用

② 在宅生活支援ホームヘルプサービス

- i 本人・家族へ事業所変更についての説明（支援課）
- ii 平成29年4月からの利用申請手続（支援課，包括C）
- iii 委託事業所ヘルパー職員から京都市ヘルパー室ヘルパー職員への引継ぎ
- iv 平成29年4月からの利用決定（支援課）

すこやかホームヘルプサービスを御利用中の皆様へ（お知らせ）

平成29年4月から、京都市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言います。）が開始されることに伴い、すこやかホームヘルプサービスを御利用中の皆様におかれましては、「総合事業」の訪問型サービスを利用していただくこととなります。今後の手続の流れとしては、以下のとおりです。



※「総合事業」の訪問型サービスの詳細については、リーフレット「平成29年4月から京都市介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！」を御覧ください。

【問合せ先】

〇〇区役所福祉部〇〇〇〇課支援第二担当
電話番号：075-□□□-□□□□

【参考】すこやかホームヘルプサービスに類似する支援のご紹介
 「高齢者のためのサービスガイドブック すこやか進行中！」及び「リーフレット 平成29年4月から京都市介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！」もご参照ください。

サービス分類	【参考】 すこやかホームヘルプサービス	介護給付 訪問介護	介護型ヘルプサービス	総合事業(訪問型サービス)	インフォーマルサービス (例)シルバートリートメント
サービス名	すこやかホームヘルプサービス	訪問介護	介護型ヘルプサービス	生活支援型ヘルプサービス	支援合い型ヘルプサービス
サービス概要	掃除、買物代行、洗濯等	身体介護※1又は生活援助※2を提供	身体介護と、必要に応じて生活援助を提供	生活援助を提供	掃除等の家事 除草・庭木の剪定等
サービス実施事業者	京都市から委託された事業者	京都市から指定を受けた事業者	京都市から指定を受けた事業者	京都市から指定を受けた事業者	シルバートリートメント
サービス提供者	訪問介護員(専門職)	訪問介護員(専門職)	訪問介護員(専門職)	研修受講者	シルバートリートメント メンバー
利用頻度	原則週1回	必要な頻度、時間で提供	必要な頻度、時間で提供		規定なし
利用できる方	自立認定者等	要介護認定者	要支援認定者 事業対象者		規定なし
利用方法	各区役所・支所に利用申込み	・ケアマネジメント(居宅介護支援)を受ける ・選択した指定サービス事業者と契約する	・ケアマネジメント(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント)を受ける ・選択した指定サービス事業者と契約する		シルバートリートメントに利用申込み
利用料	1月あたり 1,250円	1回あたり 生活援助20分 以上45分 未満 213円 426円	1回あたり 生活援助 45分以上 261円 522円	サービス費用の1割又は一定所得者は2割	1時間800円～ (提供サービスにより 異なる)
(1割)	—	213円	261円	1,250円	—
(2割)	—	426円	522円	2,500円	—
注視点	—	・介護職員処遇改善加算分を含みます	・介護職員処遇改善加算分を含みます	・週1回利用相当の金額です。 ・各種加算分は含んでいません。 ・原則、1月あたりの利用料単価で計算・支払います。サービス種類を複数利用する場合には「1回あたり」の単価で計算・支払います。 ・総合事業(訪問型サービス)の利用料は、平成29年3月末の議会承認をもって確定となります。	—

※平成29年4月以降、介護予防訪問介護の新規利用は原則できないため、記載していません。
 ※1 身体介護は、着替・入浴・排せつのお世話などの身体に直接触れる介護や、自立支援のための見守りを行います。
 ※2 生活援助は、調理・洗濯・掃除など日常生活の援助を行います。
 利用者が一人暮らしの場合、利用者家族が障害や疾病のある場合、その他やむを得ない事情により家事を行うのが困難な場合に利用できます。
 また、利用者家族のための家事や、ホームヘルパーがやらなくても日常生活に差支えがないもの、普段やらないような家事は対象外です。

平成 29 年 2 月 6 日

京都市社会福祉協議会 事務局長 様
中京区・東山区の地域包括支援センター長 様

京都市保健福祉局
長寿社会部長寿福祉課長
(電話 251-1106 疋田)

高齢者支え合い活動創出モデル事業の終了と利用者支援について

平素は本市高齢者福祉行政の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

標記事業につきまして、下記のとおり取扱いますので、利用者が適切な支援を受けられるよう御協力をよろしくお願いいたします。

なお、1月12日・18日に実施した地域包括支援センター向け説明会において、本通知案を説明いたしました。案からの変更点には下線を付しております。

記

1 事業終了に係る概要

(1) 経過

本事業は、総合事業の実施に先立ち、住民主体の生活支援サービスの充実に向けた取組を進めるため、高齢者に対して掃除や買物などの手助けを行う担い手の養成や、養成された担い手による高齢者への生活支援活動を中京区及び東山区において試行的に実施するもので、平成 27 年 10 月から京都市社会福祉協議会への委託により実施しています。(参照：別紙 11-2-1 事業チラシ)

この度、平成 29 年 4 月から総合事業の開始に伴い、試行に係る検証を終えることから、本事業を終了するものです。

(2) 終了時期

平成 29 年 3 月末日

(3) 現利用者数 (平成 28 年 10 月末時点)

	中京区	東山区
要支援者	5	5
二次予防事業対象者	4	4
計	9	9

2 事業終了に伴う利用者支援に係る業務について

(1) 業務と役割分担について

本事業の利用者が事業終了後も心身の状況等に応じて必要なサービスを利用できるよう、事業終了に係る説明と代替支援の提案を行います。

事業終了に伴う利用者支援は、事業受託者である京都市社会福祉協議会（以下、「市社協」とします。）が中心となり行います。

※ なお、高齢者支え合い活動に参加した担い手に対しても、利用者への移行説明と同時期に、事業終了について周知予定です。

【事業終了に伴う利用者支援業務と役割分担】

	市社協		包括	
ア 日程調整	◎			
イ 事業終了に係る説明	◎		○（必要に応じて同行可）	
ウ 代替支援の提案	◎		○（必要に応じて同行可）	
うち、総合事業の利用支援 対象者判定	要支援者	二次予防事業対象者	要支援者	二次予防事業対象者
ケアマネジメント	○（必要に応じて サービス担当者 会議出席）	○（必要に応じて サービス担当者 会議出席）	◎	◎
サービス利用			◎	◎
エ 事業終了の通知	◎			

（２）業務内容

ア 事業終了に係る利用者支援のための日程調整

市社協は、利用者本人又は家族に対して、事業終了に係る説明等を行うための訪問又は面談について日程調整を行います。

地域包括支援センターは、利用者と日頃から支援関係がある場合等には、必要に応じて同席を可能とします。このため、市社協は地域包括支援センターの意向も確認のうえ日程調整を行います。なお、訪問又は面談が可能な限り２月中に設定できるよう、計画的に業務を進めてください。

イ 事業終了に係る説明

市社協は、事業終了に係る説明を、案内文（参照：別紙１１－２－２）を用いて行います。

ウ 代替支援の提案

市社協は、利用者が今後も本事業に類する支援を求める場合、本事業の利用を希望した理由や心身の状況等を踏まえて、代替となるサービス（参照：別紙１１－２－３）を提案し、意向を確認のうえでスムーズな利用ができるよう必要な支援を行います。

なお、総合事業の利用意向がある場合、市社協は速やかに地域包括支援センターに利用支援を依頼します。（参照：「３ 総合事業の利用意向がある場合の対応」）

エ 事業終了の通知

市社協は、要綱第１２条第４項の規定に基づき、「高齢者支え合い活動提供等決定通知書（第２号様式）」により、高齢者支え合い活動の終了を通知します。

なお、利用者から「高齢者支え合い活動利用辞退書（第１号様式）」を収受する必要はありません。

また、有料利用者については、利用料の支払いについて確認しておきます。

（３）業務実施時期 （最終ページの【参考①】参照）

平成２９年２月以降の総合事業の説明に必要な資料が揃い次第開始し、３月末までに完了するものとします。

総合事業の説明に必要な資料として次の３点を準備中です。

- ・ 総合事業の移行にかかるチラシ（作成中） ２月中旬に発出予定
- ・ 「高齢者支え合い活動に類似する支援のご紹介（別紙１１－２－３）」 ２月中旬に確定発出予定
- ・ 総合事業を実施する指定サービス事業者一覧（２月中に発出予定）

また、２月１日以降、受託者である京都市社会福祉協議会から各地域包括支援センターに業務実施に係る事前相談をさせていただきます。

3 総合事業の利用意向がある場合の対応

総合事業の利用意向がある場合、地域包括支援センターが利用支援を行います。基本的事項は平成29年1月12日・18日付説明会資料「6 介護予防・生活支援サービス事業の利用手続き」「7 介護予防ケアマネジメント」及び「9 総合事業への移行に伴う手続」を参照してください。

(1) 利用者が要支援者である場合

ア ケアマネジメントの実施

地域包括支援センターは、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを実施します（新規の場合は介護予防サービス計画作成依頼届出書又は介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出してください。）。

ケアマネジメントは、介護予防や生活支援を目的として、利用者の心身の状況や環境に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

【実施するケアマネジメントの分類】

ケアマネジメントの分類	実施パターン
介護予防支援	予防給付を組み合わせたサービス利用の場合
介護予防ケアマネジメント	予防給付を利用せず、総合事業等のサービス利用の場合

なお、ケアマネジメントの過程において、「サービス担当者会議」が開催されます。

サービス担当者会議は、利用者の課題や目標、支援の方針について共有するため、ケアマネジャーが、利用者やその家族、サービスの担当者等を召集して行うものです。

市社協はこれまでのサービス提供者としてサービス担当者会議に召集された場合、可能な限り参加します。

イ サービス利用

総合事業のサービス利用は、利用者と、ケアプランに位置づけられた指定サービス事業者の利用契約に基づき行います。

(2) 利用者が二次予防事業対象者である場合

ア 対象者判定

二次予防事業対象者が総合事業を利用するには、要介護等認定申請により要支援者認定を受けるか、基本チェックリストの実施により事業対象者の判定を受ける必要があります。この手続きについて、地域包括支援センターは本人の意向を確認したうえで代行します。

※ 現在、介護予防訪問介護を利用していない者に対する基本チェックリストの実施及び介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出は、原則平成29年4月から受け付けますが、本事業利用者に限り、特例として平成29年2月から区役所・支所福祉部福祉介護課で受け付けます。

イ ケアマネジメント等の実施

上記対象者判定の結果に基づき、地域包括支援センターはケアマネジメント等を実施します。

【対象者判定の結果と実施するケアマネジメント等の分類】

対象者判定の結果	実施するケアマネジメント等
要介護認定	居宅介護支援（以降、居宅介護支援事業所等に引継ぎ）
要支援認定	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以降、（1）ア項に同じ）
事業対象者判定	介護予防ケアマネジメント（以降、（1）ア項に同じ）

なお、（1）ア項と同様にサービス担当者会議が実施される場合、市社協は可能な限り出席してください。

ウ サービス利用

総合事業のサービス利用は、利用者と、ケアプランに位置づけられた指定サービス事業者の利用契約に基づき行います。

【参考①】業務スケジュール

月日	内容
2月1日～	市社協が地域包括支援センターに事前相談
2月中旬	①総合事業の移行にかかるチラシ及び「高齢者支え合い活動に類似する支援のご紹介（別紙9-2-3）」の発出予定
2月中	②総合事業を実施する指定サービス事業者一覧の発出予定
～3月末までに	①, ②が揃い次第, 業務開始 <ul style="list-style-type: none">・ 本事業の利用者は、新規でも基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメント依頼届出書の受理可能・ ケアマネジメントの実施（プラン作成、サービス担当者会議の開催等）及びサービス利用（契約書等の取り交し）

【参考②】Q&A

Q 二次予防事業対象者に基本チェックリストを実施したが、判定基準に該当しなかった。どうすればよいか。

A 基本チェックリストは、要支援相当の方を簡易に判定するものです。判定基準に該当せず、また対象者が希望される場合は、より詳細に審査を行う要介護認定の申請を勧めてください。

Q モデル事業と介護予防通所介護を利用している要支援者がおり、認定期間は平成29年6月末までである。平成29年4月に、モデル事業から総合事業の訪問型サービスに移行した場合、同時に介護予防通所介護も総合事業の通所型サービスに移行しないといけないか。

A 通所型サービスへの移行については、原則どおり認定更新時（平成29年6月末）の対応で結構です。ただし、本人の希望がある場合は、平成29年4月以降、通所型サービスへの移行は可能です。

京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業

『お助け隊』による生活支援（買い物・掃除等）
を希望される方へ

平成27年度の介護保険制度改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。京都市では平成29年4月からの実施を予定していますが、これに先立ち、平成27年10月から住民参加型で地域の支え合いを創出する「京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業」（平成28年3月まで）を京都市社会福祉協議会に委託し、住民による「お助け隊」として実施しています。



利用できる方

中京区にお住まいの方で、次のいずれかに該当される方です。

- ① 要支援認定を受けておられる方（現在訪問介護を利用している方は、重複して利用することはできません）
- ② 65歳以上で、要介護・要支援認定を受けておらず、介護予防のための基本チェックリスト*で「生活機能に低下のおそれがある」と判定された方

*基本チェックリストをしたことがない、該当するかわからない場合はお住まいの地域を担当する高齢サポート（地域包括支援センター）にお問い合わせください。

原則、一人暮らしの方。ただし、同居する家族等が障害や疾病など、やむを得ない事情により、家事が困難な場合には利用できます。

支援の内容

※身体介護や医療行為などは行いません。

家の中の掃除

寝室や居間、トイレなどの日常清掃のお手伝い。

日用品等の買い物

スーパーなどでの食料品や日用品の買い物代行のお手伝い。

洗濯

普段着の洗濯（物干しを含む）のお手伝い。



次の1.2.3に該当することは対象外です。

1. 直接本人の援助に当たらないこと（家族の部屋の掃除など）
2. お助け隊員がやらなくても、日常生活に支障がないと判断されること
3. 大掃除など、日常的に行われる家事の範囲を超えること

利用できる頻度・時間

1週間に1回、平日（土日祝日除く）
9:00～17:00の間の1時間以内

利用料

250円/回
（生活保護世帯は無料です。）

中京区の高齢サポート（地域包括支援センター）

- ・朱雀 TEL (075) 801-1384 【担当学区】 教業、朱雀第一、朱雀第二、朱雀第六
- ・西ノ京 TEL (075) 841-0883 【担当学区】 朱雀第四、朱雀第五、朱雀第八
- ・本能 TEL (075) 254-0021 【担当学区】 城翼、本能、乾、朱雀第三、朱雀第七
- ・御池 TEL (075) 257-5810 【担当学区】 銅駝、立誠、富有、柳池、生祥、竹間、初音、日彰、梅屋、龍池、明倫

中京区社会福祉協議会 TEL (075) 822-1011

京都市社会福祉協議会 生活支援部 TEL (075) 354-8732

利用の流れ

各高齢サポート（地域包括支援センター）への相談

お住まいの地域を担当する高齢サポート（地域包括支援センター）で、ご相談を伺います。

利用申込書の提出

訪問・面接による聞き取り調査

区社会福祉協議会職員がご自宅を訪問し、ご希望の支援内容を詳しくお聞きします。

支援内容の決定

「お助け隊員」との顔合わせ・重要事項の説明

利用開始

支援内容に適した「お助け隊員」を派遣し、支援を開始します。



関係スタッフ



高齢サポート
地域包括支援センター

高齢者の介護等に関する相談をお受けするために、京都市が委託して運営している公的な相談窓口です。
※相談やサービスの利用料金はかかりません。



区社会
福祉協議会

社会福祉法において、地域における住民組織と公私
の社会福祉事業関係者などから構成されている民間組織で、住民の地域福祉活動を推進しています。なお、お助け隊では、区社会福祉協議会職員がコーディネーターとして、支援内容や派遣するお助け隊員のご希望を調整します。



お助け隊員

お助け隊員は、高齢者福祉や介護予防など、支援活動に必要な研修を修了した人たちです。「誰かの役に立ちたい！」と活動を決意しました。
お助け隊コーディネーターと立てた支援計画に基づき、ご自宅を訪問します。

平成 2 9 年 2 月 日

京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業
ご利用者 様

京都市保健福祉局
長寿社会部長寿福祉課長

京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業 終了のお知らせ

平素は本市高齢者福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

さて、平成 2 7 年 1 0 月から京都市社会福祉協議会に委託し実施してまいりました「京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業」ですが、平成 2 9 年 4 月からの介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」とします。）開始に伴い、平成 2 9 年 3 月末日をもって事業の試行実施を終了することとなりました。

事業運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、ご利用者の皆様が今後も必要な支援を受けられるよう、新しく開始する総合事業をはじめとする各種支援について情報提供させていただきます。

ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

問合せ先：京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

（新総合事業担当：垣内， 疋田）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル 2 階

電話 251-1106 FAX251-1114

【参考】高齢者支え合い活動に類似する支援のご紹介（案）
 「高齢者のためのサービスガイドブック すこやか進行中！」及び「リーフレット 平成29年4月から京都市介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！」もご参照ください。

サービス分類	【参考】 高齢者支え合い活動 (モデル事業)	介護給付	介護型ヘルプサービス	総合事業(訪問型サービス)	インフォマーシャルサービス
サービス名	高齢者支え合い活動(モデル事業)	訪問介護	介護型ヘルプサービス	生活支援型ヘルプサービス	(例)シルバー人材センター
サービス概要	掃除、買物代行、洗濯	身体介護※1又は生活援助※2を提供した事業者	身体介護と、必要に応じて生活援助を提供した事業者	生活援助を提供した事業者	掃除等の家事 除草・庭木の剪定等
サービス実施事業者	京都市社会福祉協議会(京都市の委託)	京都市から指定を受けた事業者	京都市から指定を受けた事業者	京都市から指定を受けた事業者	シルバー人材センター
サービス提供者	研修受講者	訪問介護員(専門職)	必要な頻度、時間で提供	研修受講者	シルバー人材センター 会員
利用頻度	週1回、1回1時間まで	要介護認定者	要介護認定者 事業対象者	要介護認定者 事業対象者	規定なし
利用できる方	要介護認定者 二次予防事業対象者	要介護認定者	要介護認定者 事業対象者	要介護認定者 事業対象者	規定なし
利用方法	市社協に利用申込み	ケアマネジメント(居宅介護支援)を受ける ・選択した指定サービス事業者と契約する	ケアマネジメント(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント)を受ける ・選択した指定サービス事業者と契約する	ケアマネジメント(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント)を受ける ・選択した指定サービス事業者と契約する	シルバー人材センター に利用申込み
利用料	1回あたり 250円	1回あたり 生活援助20分 以上45分 未満 213円 426円	1回あたり 生活援助 45分以上 261円 522円	サービス費用の1割又は一定所得者は2割	1時間800円～ (提供サービスにより 異なる)
(1割)	—	1,249円	284円	1,057円	789円
(2割)	—	2,114円	569円	2,114円	1,579円
注意点	—	・週1回利用相当の金額です。 ・各種加算分は含んでいません。 ・原則、1月あたりの利用料単価で計算・支払いたします。サービス種類を複数利用する場合にはのみ「1回あたり」の単価で計算・支払いします。 ・総合事業(訪問型サービス)の利用料は、平成29年3月末の議会承認をもって確定となります。	—	—	—

※平成29年4月以降、介護予防訪問介護の新規利用は原則できないため、記載していません。
 ※1 身体介護は、着替・入浴・排せつのお世話などの身体に直接触れる介護や、自立支援のための見守りを行います。
 ※2 生活援助は、調理・洗濯・掃除など日常生活の援助を行います。
 利用者が一人暮らしの場合、利用者家族が障害や疾病のある場合、その他やむを得ない事情により家事を行うのが困難な場合に利用できます。
 また、利用者家族のための家事や、ホームヘルパーがやらなくても日常生活に差支えがないもの、普段やらないような家事は対象外です。